

令7さ建協 発 第32号

令和7年8月4日(月)

一般社団法人さいたま市建設業協会
会員各位

一般社団法人さいたま市建設業協会
会長 齋藤 恵介

管渠内作業における安全対策の更なる徹底について(通知)

時下の候、会員各位におかれましては、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会の事業推進にあたりまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、周知方についてさいたま市建設局技術管理課から通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、当協会ホームページにも同様の内容を掲載しておりますので、ご確認下さいますようお願いいたします。

◆一般社団法人さいたま市建設業協会ホームページ

<https://saitamashi-kenkyo.com/news/member/810/>

以上

一般社団法人さいたま市建設業協会
事務局

TEL 048-863-3203 FAX 048-863-1794

Eメール : hombu@saitamashi-kenkyo.jp

事務連絡
令和7年8月4日

関係建設業団体の長様

さいたま市建設局技術管理課長

管渠内作業における安全対策の更なる徹底について（通知）

日頃より、技術管理行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和7年8月2日、埼玉県行田市で、下水道管を点検していた作業員4人がマンホールに転落して死亡するという痛ましい事故が発生しました。

事故の原因として、事前調査の不足や換気の不備により、マンホール内に滞留していた高濃度の硫化水素が作業員の意識喪失を引き起こした可能性が指摘されています。

また、転落防止措置が不十分であったことも、被害の拡大につながったと考えられます。特に、フルハーネス型墜落制止用器具の未着用や、使用方法の不備が二次災害を招いた可能性があります。

さらに、当日は厳しい暑さの中での作業であり、注意力の低下が影響した可能性も否定できません。

このような事故を未然に防ぐため、以下の点について改めて業界団体の皆様へのご指導を徹底するようお願いいたします。

【指導事項】

1. 作業前の安全確認の徹底

有毒ガスの検知、換気の実施、保護具の着用など、基本的な安全対策を怠らないこと。特に、マンホール内の空気環境については、事前調査と作業中の継続的な監視を行うこと。

2. フルハーネス型墜落制止用器具の着用義務化と適正使用

令和2年の法改正により、高所作業におけるフルハーネスの着用は原則義務化されています。マンホールや深所等での作業時には、フルハーネスを適正に着用するとともに、使用前の点検と装着方法の教育も徹底すること。

3. 暑熱環境下での作業管理

こまめな休憩、水分補給、体調確認を行い、熱中症や注意力の低下を防ぐこと。

4. 複数人での安全確認体制の構築

異常が発生した際に、冷静に対応できる体制を整え、二次災害を防ぐこと。

5. 作業計画書等の提出

上記1～4等を反映した作業計画書等を、現場着手前に確実に提出すること。

【問い合わせ先】

建設局 技術管理課 技術管理係

TEL : 048-829-1515 (内 3593)

FAX : 048-829-1988

E-mail: gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp